

奈良県立高等学校総合寄宿舎管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

奈良県教育委員会教育長 吉田育弘

奈良県教育委員会規則第八号

奈良県立高等学校総合寄宿舎管理運営規則の一部を改正する規則

奈良県立高等学校総合寄宿舎管理運営規則（昭和五十六年三月三十日奈良県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第五条中「五十人」を「二十五人」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。